

住宅取得支援補助事業

黒部市では、人口の増加と定住の促進を図り、コンパクトなまちづくりの誘導や公共交通の利用を促進するために、住宅取得にかかる費用の一部を補助します

補助対象者

転入者：取得する住宅へ入居する日の前1年間市外に1年以上お住まいで、市内で新たに自らが居住する一戸建て住宅を取得される方

転居者：居住誘導区域内で新たに一戸建て住宅を取得される市民で、交付申請日前後1年以内に当該用地取得に300万円以上を要した方

※転入者・転居者ともに、併用住宅は居住用部分が1/2以上あること

補助金額

補助金の種別		補助額
①居住誘導区域住宅取得支援補助金	転入者	100万円
	転居者	30万円
②若年世帯住宅取得支援補助金 (40歳未満の世帯)	転入者・(転居者)	20万円
③子育て世帯住宅取得支援補助金 (小学生以下の子どもがいる世帯)	転入者・(転居者)	10万円
④県外転入者住宅取得支援補助金	転入者	30万円
⑤まちなか・地鉄沿線区域住宅取得支援補助金	転入者	10万円

「居住誘導区域」、「まちなか・地鉄沿線区域」の詳細については裏面をご覧ください。

※転居者は居住誘導区域内への転居者のみ補助対象となります。

※複数の種別が該当する場合は、加算されます。詳しくは担当課までお問合せください。

例1 東京都から若年夫婦・子育て世帯（夫婦；30代、子1人；2歳）が居住誘導区域内へ転入した場合⇒最大160万円（①+②+③+④）

例2 黒部市在住の若年夫婦・子育て世帯（夫婦；30代、子1人；2歳）が居住誘導区域内へ市内転居した場合⇒最大60万円（①+②+③）

例3 富山市から夫婦世帯（夫婦；50代）が地鉄沿線区域へ転入した場合⇒最大10万円（⑤のみ）



※交付申請に期限があります。裏面の注意事項をご確認ください。

交付申請から補助金受領までの基本的な流れ

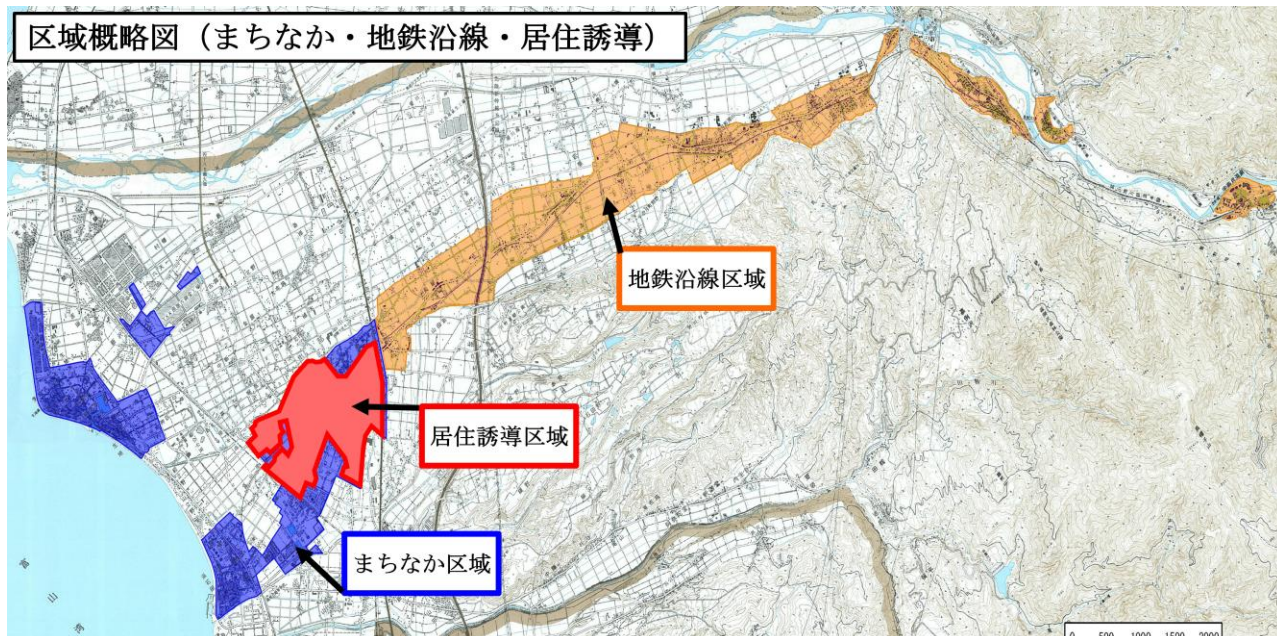


【注意事項】

- 交付申請前に**必ず**申請要件の確認をしてください。
- 交付申請は**住民票異動日から1カ月以内**に行ってください。
(取得する住宅へ住民票を異動する前でも交付申請は可能です)
- 当該補助金は**1住戸1回限り**です。
(過去に補助金を受けている住宅及び申請者は対象外です)
- 実績報告は**交付申請提出から1年以内**に行ってください。
- 若年世帯住宅取得支援補助金と結婚新生活支援補助金との**併用はできません**。



区域概略図 (まちなか・地铁沿線・居住誘導)



お問い合わせ 黒部市 都市創造部 都市計画課 0765-54-2647

要綱や各種様式をダウンロードできます。

クリック



暮らし・手続き



移住・定住



補助金



黒部市住宅取得支援補助金